

第二十六回 参議院大蔵委員会會議録第二十一号

昭和三十三年三月三十日(土曜日)午後一時二十二分開会

委員の異動
本日委員鮎川義介君辞任につき、その補欠として八木幸吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 廣瀬 久忠君
- 理事 木内 四郎君
西川 甚五郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君
- 委員 青木 一男君
稻浦 鹿藏君
木暮武太夫君
下條 康鷹君
高橋進太郎君
土田国太郎君
苦米地英俊君
大矢 正君
椿 繁夫君
野濤 勝君
杉山 昌作君
前田 久吉君
八木 幸吉君

- 國務大臣 池田 勇人君
- 大蔵大臣 大蔵省主計局長 宮川新一郎君
- 政府委員 大蔵省主計局長 中尾 博之君
司法規課長 原 純夫君

第五部 大蔵委員会會議録第二十一号 昭和三十三年三月三十日【参議院】

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省主税局長 吉国 二郎君
大蔵省主税局税関部長 山下 武利君

本日の會議に付した案件

- 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- とん税法案(内閣提出、衆議院送付)
- 特別とん税法案(内閣提出、衆議院送付)
- 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員會を開きます。
議事に入る前に委員の異動について御報告をいたします。
本日付で鮎川義介君が辞任し、その補欠として八木幸吉君が選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) まず、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について内容説明を一つ簡単にさせていただきます。
○政府委員(中尾博之君) 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、内容を簡単に申し上げます。

産投会計の財源につきましては、御承知の通り貸付金の回収金及び利子、余剰金の運用利益あるいは特定物資納付金処理特別会計からの受入金と申しましたような、どちらかと申しますと、もうすでにきまっております。需要の情勢に応じてこれをかげんすることのできない財源でございます。今後これらの財源だけを当てにしまして産投会計の投融資を実施いたして参るといふ態勢に置いておきますことは、将来におきまして投融資の方の需要が意外な変動を見ましたる場合におきまして、当然不足というよりな事態も考えられるわけでございます。このような場合におきまして、財政並びに産業投融資というものは車の両輪のごときものになっております。このいづれにおいてもその工合が悪くなつて参りますと、いわゆる財政金融の調整問題といたしまして、重要な問題になりつつある次第でありますので、このような場合に備えまして、産投会計の投資資金の財源をあらかじめ財政事情の許します場合において準備いたしておく。この資金をもちまして、将来その需要に応じて、一般会計の財政負担とはまたある程度独立いたしまして、利用し得る財源をこの会計に持つておけるといふことがきわめて必要であるといふことから、今回この産業投資特別会計に資金を設けることといたしたのでございます。

とにいたしました。昭和三十一年度におきましては、補正予算をもちまして三百億円をこの会計の資金に繰り入れておきます。これでこの会計に資金を設ける措置を講じておるものでございいたします。内容は大体さういうことでございしております。あとは資金の設置をいまして、あつたままの技術的な規定を整備いたしましたものでございます。何とぞ御審議下さいまして、よろしくお願いいたします。

○杉山昌作君 これは先だつての補正予算とららはらのような問題となると思ふのですがね。あの予算のときの説明ですと、三百億円のうち百五十億円は三十二年度、百五十億円は三十三年度、こゝろいふような話があつたのですが、そうするとせつかくこの規則を變えて資金を設けても、二カ年度、その資金は全部繰入歳出の資金から、投資部門へ入つてしまひますね。そうしますと、今後資金を置くには、ことしあつたように財政上の余裕、あるいはやはり今のような自然増収があるといふときには、資金を作るために一般会計からの投資も考へているんですか、どうですか。

○政府委員(中尾博之君) とりあえず三十一年におきましては歳入金をもちまして三百億円を割愛いたしました。この補正措置を講じまして、これにつきましてはさつそく三十二年度におきまして産投会計の投資財源に百五十億円を取りくずす計画になっております。残る百五十億をいつ取りくずすかということにつきましては、政府といたしましては全然まだ計画はございませぬ。ただこれによりまして、今の産投会計の弾力性がそれだけ担保されておるといふことにとどまらざる。

なお、この資金は一般会計からの歳出金をもつて現在まかないましたので、将来これをもつて足りないという場合におきましては、さらにほかの財源からこれを補足するということは十分考えられるところでございます。あつたままの技術的な規定を整備いたしましたものでございいたします。何とぞ御審議下さいまして、よろしくお願いいたします。

○大矢正君 財政法第六条に規定してある、會計年度末において生じた決算上の剰余金についての使途に対しては、翌々年度までに二分の一を下らない金額は公債や借入金償還に充てるべきであるという規定をしておるわけでありまして、會計の年度末に決算を出てきた剰余金であるという形ではないか、わかりませんが、政府は、合法的脱法行為といふかどうか、これはわかりませんが、いづれにしても、

も年度末にならないうちに三百億の金を産投会計に繰り入れていくという、こゝろいりやり方は、明らかに財政法上の第六條に即違反をするということにはならないにしても、その基本的な考え方である剰余金の処理、使途に対する基本的な概念の上において私は明らかに正しくない措置ではないかと、この面に対してどのような御見解を持っておられるか、まずお伺いをしたい。

○政府委員(中尾博之君) 財政法第六條との関係についての御懸念でございますが、政府といたしましては、形式的にはもちろん、また実質的にも決してお言葉にございましたような合法的脱法行為というよりなだらけのあるものとは考えてございません。その理由を二つほど申し述べます。これによつてあるいは御理解を得られるのじやないかと存じます。第一は、この第六條の規定は、決算が済みましてからの会社でございます。今回の補正予算のとりまされた措置は、同じく財政法の規定に基きますとこの予算の補正追加でございます。予算の補正追加ということ、財政法二十九條によりまして、当然内閣といたしましてその案を作りまして、国会に御提出いたしますという事は、当然の制度として認められておるものでございます。この二十九條の措置と六條との措置は、互いに相関渉する規定ではないわけでございます。これら追加予算が組まれ、それがさらに実行せられまして、その結果出てきました剰余金の処分規定が財政法四十一條並びに六條といったよ

うな規定になつておる次第でございます。次に、この資金を作りますという自身、今年度の予算措置を必要といたしました一つの施策でございます。これは今年度補正予算をもって措置いたしましたものでございます。これは国の経費の支出でございます。これはこの産投会計の需要に充てるために直接の歳出権を作つたものではないのであります。それがまた財源となりまして資金を作つたのでございす。この資金を作るといふことが一つの歳出になるという事は財政法二條の關係でございます。さういふ施策が積極的でございます。その点を御理解いただきますならば、それが二十九條で行われたということでございます。二十九條で行われたのは補正予算の問題でございます。六條はまたそれが済んだからの問題でございます。その辺で御理解をいただきたいと思ひます。

取があるからという理由に基いてやられることであるから、この辺にについてはなるほどさういふ面が私は言ひ得ると思つております。しかし實際上、補正予算を組むなり、あるいはまたさういふ行為をするからには、その資金の使途なり見通しなりというものが明確に私にはならなければならぬのじやないかと思つております。實際上においては三百億の金を産投会計に入れるけれども、百五十億はこれはまあ明瞭であります。ところがあとの百五十億というものは何に使うものか、どういふことをするのか、全然不明瞭であります。さういふ不明瞭ないわゆる金を残すといふこと自身が、やはりはつきり二十九條の補正予算を否認する私は根拠になるのではないかと、こゝろいりように思つております。少くとも今の予算の現状、さうしてまた実態から考へて、ほかに使つべき用途が幾らあるにかかわらず、百五十億の金をいふならば寝かせ金として置いておられ、しかも将来それがどういふ形で使われるかといふことについて不明瞭な点については、非常に疑問とするのであります。こゝろいり実態的な姿から判断をした財政法上の見解との相違を、私はこの際指摘しておきたいと思つておりますが、この点についてのお考へをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大矢正君 それは、財政法に直接に違反するといふことは、私もこれは言えないと思ひます。私はまた言つてもりもございせんが、ただ財政法六條に規定をする考へ方と、今政府が行おうとする行為には非常にそぐわない面があるもので、その面に対して慎重に検討を要するのではないかと、このことを申し上げておるのです。あなたは、二十九條に補正予算を組むことが認められておるのである、しかもこの第六條は、決算が終了した以降における剰余金といふ二つの考へ方から違法行為ではないといふように言われまますけれども、まあいふならば、第六條にいう年度末決算の以前において、政府が自然増

て現在これを設ける必要があつたかといふことにつきましては、提案理由の説明並びに先ほどの私の補足説明でございまして、それに尽きるものでございす。すでに資金を設けますこの資金といふものは、資金を設けることが目的で資金を設けたものでございまして、これで施策は終つておるわけですが、さらにその資金といふものが将来いかなるものに使われるかといふことにつきましては、この今回の改正法律におきまして、この資金は第三條の二におきまして「この会計においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るため資金を置き」とございまして、要するに産投会計におきまして投資を行います場合の歳入の補てんに用いるものでございす。それはその産投会計の歳入財源の弾力性を補足するためであるから当然のことでございますが、それに尽きるものでございす。それ以上の見通しといひますか、といふことは、これは法律の問題ではございせん、見通しの問題でございす。将来のことといたしまして、この資金がいかなるものに充てられるかといふことは将来の問題でございまして、この資金も含め、産投会計のほかの歳入も含めまして、それがその年の財政投融資の財源として充てられるものでございす。たまたま昭和三十三年度は、この二年度の予算を作ります場合と三十一年度の補正を作ります場合では時期がほとんど一致しておりますので、三十二年の産投会計の財源に充てます分の百五十億といふものは、この資金を設け置いた場合と同様、前後いたしました、これが具

体化しておるからこれがわかつておるだけでございまして、将来の分もその時期になりますればこのように明確化されるわけでありす。これが明確化した場合には、今度は今回のような資金の設置とは違ひまして、今度は資金の取り戻しでございます。取り戻すしてこれをどう使うかといふことは、その年度その年度の産投会計の歳入歳出になるものでございまして、これはまた予算として別途国会の御審議を得ることになるわけでございます。事の順序がさういふふうになりますので、今これがどこに充てられるかどうかといふことは、その程度に限定されてちゃんと明確にされておるわけでありす。この会社の何に当るかといふことは、これはただいま申しましたような関係でございすから、将来のことであり、将来としてはどの分といふふうには充てたいものであるといふ点の御理解をちようだいたしたいと存じます。

○大矢正君 私はあなたと、法律に果して適合しているかどうかといふことに対する論争をすれば、これはあなたに専門家だし、商売にしているのだから、これは私にはかなわぬです。私はさういふことを法理論の上においてどういふ具体的な違法行為があるかといふことよりは、現実的な判断の問題として、少くとも今日金管会計の中において非常に大きな赤字があり、また確保の会計においても非常に膨大な赤字が出ておる。一面においてはさういふ赤字をどうもつかつておいて、他に百五十億もの膨大な金を寝かせておくという、将来はつきりした使途も明瞭に

て現在これを設ける必要があつたかといふことにつきましては、提案理由の説明並びに先ほどの私の補足説明でございまして、それに尽きるものでございす。すでに資金を設けますこの資金といふものは、資金を設けることが目的で資金を設けたものでございまして、これで施策は終つておるわけですが、さらにその資金といふものが将来いかなるものに使われるかといふことにつきましては、この今回の改正法律におきまして、この資金は第三條の二におきまして「この会計においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るため資金を置き」とございまして、要するに産投会計におきまして投資を行います場合の歳入の補てんに用いるものでございす。それはその産投会計の歳入財源の弾力性を補足するためであるから当然のことでございますが、それに尽きるものでございす。それ以上の見通しといひますか、といふことは、これは法律の問題ではございせん、見通しの問題でございす。将来のことといたしまして、この資金がいかなるものに充てられるかといふことは将来の問題でございまして、この資金も含め、産投会計のほかの歳入も含めまして、それがその年の財政投融資の財源として充てられるものでございす。たまたま昭和三十三年度は、この二年度の予算を作ります場合と三十一年度の補正を作ります場合では時期がほとんど一致しておりますので、三十二年の産投会計の財源に充てます分の百五十億といふものは、この資金を設け置いた場合と同様、前後いたしました、これが具

じゃないか、こういうふうに、自然増を中心にしてそのやり場をここに求めた。決して政府が説明していることを主体としてこの措置がとられたのではない、こういうことが言えるわけでありませぬ。従つて、あとは政策の違いになつてくるわけだ。私ももととして、これだけの財源があるとするならば、やはり緊急性のある食糧の赤字を埋めたりしたらどうだろう。あるいは税の自然増取であるから、これは国民の手に返せ、そういう意味で、なお、政府の減税政策は低額所得者に及ぼさないのだから、そこに補充するようにしたらどうか、こういうことも当然とれたはずであります。しかるにそれはおやりにならなかつた。私どもの政策とその点において相違があるわけでありませぬ。私も、むしろおやりをおやりになるほうがほんとうではないか、こういうことを主張するものであります。従つてこれが反対の理由第二であります。

もう一つは、特に、昭和三十三年度になお百五十億円の繰り入れが行われることになりました。このときは、まだ使途も全く不明確である。来年度の使途については、一応政府の方で産業投資に対するいろんな計画がありませぬから、もつともだとしても、三十三年度については全くわからない。まあいくら自然増がたくさんあつてやり場に困つたからといって、そこまで行くのは少し行き過ぎじゃないか、こう思うのであります。

私はそういう三つの理由から、この法律案に対しては、反対の態度を明らかにしたいと思います。

○委員長(廣瀬久忠君) 他に御意見もないようでありませぬが、討論は終局したものと認めて御異議はございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案に賛成の方の御拳手を願います。

「賛成者挙手」
○委員長(廣瀬久忠君) 多数でございませぬ。よつて、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 本案は可決すべきものと決定いたしました。

諸般の手續は慣例により、委員長に御一任願います。
なお、本案に賛成された方は順次御署名を願います。

多数意見者署名
木内 四郎 西川甚五郎
天坊 裕彦 稲浦 鹿蔵
木暮武太夫 高橋進太郎
土田国太郎 苦米地英俊
下條 康齋 杉山 昌作
前田 久吉

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、とん税法案及び特別とん税法案の両案を一括議題として、質疑を行います。

○大矢正君 最初に、この法律の中の字句の解釈ではないのですが、内容についてちょっとお尋ねをいたしたいと思つておりますが、法律の中に出てくる純トン数という「純トン」というのは、どういふことなのか、この点ちょっとお尋ねをいたします。

○説明員(山下武利君) 純トン数と申しますのは、従来登録トン数と称せられておつたものであります。普通使われております登録トン数から、船員の室でありますとかあるいは機関室、あるいは船舶の操縦に必要な各室の容積を除いたものであります。理論上これが貨物の運送用に供すべき容積でありませぬ、とん税その他の課税標準となつておるものでございませぬ。

○大矢正君 これは、客を乗せる部分という意味ですかね。客船の部分を除外されるじゃないですか。
○説明員(山下武利君) 貨物を載せるところとお客を積むところが両方入つておる、こういうふうに御承知を願います。

○大矢正君 両方課税の対象になるといふことですか。
○説明員(山下武利君) その通りでございませぬ。

○大矢正君 それでは次に、開港数は、関税法ですかによりませぬと、六十六になつておるわけでありませぬが、その六十六の開港しているところは、いろいろ港湾施設その他の修理であるとか、補強であるとかいろいろものを逐次当然やつておると思つておるわけでありませぬが、こういうような港湾の施設その他の費用は、これを国が負担するものであるのか、国が行なつておるのであるか、地方自治体が行なつておるのであるか、その点ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○説明員(山下武利君) 港湾法の第二十九條によりませぬと、港湾の普通の維持運営に伴います経費は、港湾管理者が自弁でこれをまかなうということになつておるわけでありませぬ。それから港湾の修築に要します経費、いわゆる公共事業に当る部分は、法律によりませぬと、国がその一部を補助するということになつておるわけでありませぬ。

○大矢正君 そういたしますと、港湾施設の修理補強というものは、多少政府の補助はあるけれども、原則的には地方自治体がその費用を負担するといふように解釈してよろしゅうございませぬか。

○説明員(山下武利君) 法律に基きます国の補助の部分を除きましては、原則として地方自治体であるところの港湾管理者にまかしておる、こういうこととございませぬ。

○大矢正君 港湾の補修であるとか、補強であるとか、そういう費用が、事實上地方自治体で支弁される状況下にありながら、とん税は国がこれを吸い上げるということについては、どうも理解に苦しむのであります。もちろん、新しく創設をされる特別とん税は、これは地方に譲与になるのでありますから、この点は問題がないのであります。さほど国が力を入れておらぬ、こういう港湾施設に対して、そこから上つてくるところの外航船舶に対するとん税は、これは国が吸い上げるというものは、何か、地方自治体に仕事だけやらして、金は国が吸い上げるというよりなことで、まことに不可解なんでありませぬが、これは一体どういふ根拠からこういうことをやられるのか、その点お伺いをいたします。私は、前の法律であるとん税が今日あることについては多少疑義があるものでありませぬ、こういう点に対するお答えをいたしたい。

○説明員(山下武利君) とん税と申しますのは、この前法案の内容を御説明申し上げましたときにも一応触れたのであります。外国貿易船が開港に入港いたします際に、その純とん数に應じて課税する一種の流通税であります。これは世界各國とも同じような法制を持つておるわけでありませぬ。国によりませぬと、国税である場合もあり、あるいは地方税である場合もあり、あるいはまた一部国税で一部地方税であるような場合もありません。しかしながら、いろいろ調べてみました。港湾の修築その他維持運営に伴う経費として、これを目的税に還元するといふ制度をとつておる国はない。日本に見受けておる。日本におきましては、もちろん、これは明治以来国税でありませぬ、何らの目的を付さずに國庫に収納いたしておつたわけでありませぬ。これを一種の目的税のような形で地方に還元してもらいたいというよりな御要望は、かねて港湾管理者側から伺つておつたところでありませぬが、私は、これは私見でございませぬが、とん税の性格から申しまして、また、世界的な慣例から申しまして、目的税にするといふことは必ずしも妥当でないといふふうに考えておるわけでありませぬ。

それからまた、先ほど申し上げましたように、日本の港湾法の建前が、あくまで港湾管理者の自費自弁であり、港湾修築に要する費用は、法律の定めるところに基いて國庫が補助するといふ原則がはつきりいたしておるのであります。たまたま開港に入つておりました船舶に課税するとん税は、そのまゝ、たまたま開港に還付するといふことは、法律全体の建前からして妥当

に要します経費、いわゆる公共事業に当る部分は、法律によりませぬと、国がその一部を補助するということになつておるわけでありませぬ。

でないというふうに考へておるわけでございます。港灣の計画は必ずしも開港に限りません。それからまた開港に入ってくる外国船の隻数に關係なく、独自の立場から計画され、そうして法律の定めるところに基いて國がそれに対して補助をするといふことでいくわけでありまして、とん税をこのまま還付して港灣の事業に充てるといふことは妥當でないと思つておるわけであり

ます。
○大矢正君 開港されている港はいいのでありますが、不開港という言葉があるかどうかは存じませんが、開港してはいない港に船が入つても、實際的にはこれはとん税はとられないといふことになりまして、その辺がちょっと不可解なんです。同じ船が入つてきて、開港であるからとん税がとれる。だから開港はそのとん税を基礎にして港の港灣の修築もできる。ところが開港していない港に同じ船が入つてきて、とん税がとれないから、その港ではこういう港灣施設の修築ができません。という矛盾がある。この矛盾をどうにか、これと、それから特に外航船舶に対する固定資産税の問題と関連をさして、一つあなたの御見解を承つておきたい。

○説明員(山下武利君) 特別とん税、トントンと申しますのは、このたび固定資産税を軽減いたしました分に対する補てんとして市町村に譲与されるものであります。いわゆる市町村の一般財源として還付されるわけでございます。不開港に外航船が入りました場合には、なるほど、とん税はとられないのであります。とん税に相当する程度の不開港入港手数料というのを國

が徴収するわけでございます。この手数料はもとより市町村の財源にならないので、不開港については固定資産税だけはまけてしまつて、とん税は入らない、従つて不公平ではないかといふ御議論があらうかと思ひます。かねて地方自治体との点は相談をいたしまして、不開港都市につきましても固定資産税の配分方法を若干ふやす、そしてその辺の不公平を是正するといふことに打ち合せをしております。

○大矢正君 特別とん税が創設をされて、一トントンと申すものが譲与税として開港所在の市町村に還付されるというところがこの法律の建前になつております。私はこの十円だけではない、当然八円のトントン税の方も、これは開港所在の市町村にやつぱり還付をしてやるべきではないかと思ひ、あります。提案の趣旨はさうではあります。この面についての意見は述べませんが、私は特別とん税の十円だけでは当然開港所在の市町村では不足だと思ひますので、別途何らかその入港手数料と申しますか、あるいは何と申しますか、これは御勘案いただいてけつこうだと思ひますが、別途に徴収するやうな方向を考慮してもよいのではないかと考へておるわけですが、この面に対するあなたの御見解を承つておきたい。

○説明員(山下武利君) 現在港灣法におきましては、港灣管理者は入港料をとることが出来る建前になっております。本来の趣旨から申しまして、先ほど申しましたように、港灣の維持運営に要する経費は、港灣管理者の自費自弁でやらなければならぬわけであり、まして入港料をとつて港灣管理

者がその経費に充てるといふのが法の筋でございます。ただ實際問題といたしまして、各港灣とも船舶の誘致等に相当の競争がありまして、なかなか入港料というものはとりにくい建前である。従つてこれは一つ國が税としてとつて、それを港灣都市に還付してもいい、これを港灣都市に還付して、いろいろな御意見であつたわけであり、しかし、少くとも今の港灣法の建前から申しまして、國が税としてとつたものを地方に還付して、それを港灣の維持運営費に充てるといふことは、今の港灣法の建前に反するといふことからして反対をしておるわけでございます。お尋ねのやうな、入港料といふものは、現在とれる建前になつていて、これをとることによつて港灣の経費に充當していくといふのが、まさに法の建前であるといふふうに考へておるわけでございます。

○大矢正君 最後にも一つ。これはちょっと疑義があつたのでお尋ねしておきますが、不開港は、これは当然とん税がとられないわけですね、だから入港料をとる。この入港料は國の方に行くのですか、その港のいわゆる管理者ですか、地方の自治体かと

○説明員(山下武利君) 國の収入でございます。○委員長(廣瀬久忠君) 他に御質疑はございませんか。――質疑はこれをもって終了したものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

反対の理由であります。先ほどの質問の中でも具体的に述べておいたのであります。特別とん税のトントン十円のみを経費をもつて港灣施設の補強その他に充當することはなお不足であり、私は同とん税とも地方自治体に當然譲与すべきである、こゝういふやうに考へております。次に、当然今申し上げましたやうな考へ方でございます。それから、とん税法案、それからさうには特別とん税といふやうに二本の法律を必要といたしました。これは当然一本にすべきであつて、一つのとん税法案にまとめて、ただいま申し上げましたやうに、そのすべてを地方自治体に譲与をする、このやうに考へて、私は提案にありますが、内容の両とん税法案に対しては反対をいたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 他に御意見もございませんか。――討論は終局したものと認めて、御異議はございませんか。○委員長(廣瀬久忠君) 呼ぶ者あり。○委員長(廣瀬久忠君) それではこれより採決に入ります。とん税法案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案に賛成のお方は御挙手を願います。

○委員長(廣瀬久忠君) 多数であります。よつて、本案は可決すべきものと決定いたしました。諸般の手續は慣例により、委員長に御一任願います。なお、本案に賛成された皆さんは順次御署名をお願いします。

- 高橋進太郎 土田國太郎
青米地英俊 下條 康麿
杉山 昌作 前田 久吉
八木 幸吉

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、特別とん税法案について討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。○委員長(廣瀬久忠君) 呼ぶ者あり。討論は終局したものと認めて御異議はございませんか。

○委員長(廣瀬久忠君) 異議ないものと認め、それではこれより採決に入ります。特別とん税法案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案に賛成のお方は御挙手を願います。

- 委員長(廣瀬久忠君) 多数でございます。よつて本案は、可決すべきものと決定いたしました。諸般の手續は慣例により、委員長に御一任願います。なお、本案に賛成された方は順次御署名をお願いします。
- 多数意見者署名
木内 四郎 西川甚五郎
天坊 裕彦 青木 一男
稲浦 鹿藏 木暮武太夫
高橋進太郎 土田國太郎
青米地英俊 下條 康麿
杉山 昌作 前田 久吉
八木 幸吉

関する法律の一部を改正する法律案について質疑を行います。「質疑なし」「異議なし」と呼ぶ者あり。別に御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(廣瀬久忠君) それではこれより日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○平林剛君 私は、この法律案に対しては反対をいたします。その理由は、前の質疑の際に述べましたように、結局、国鉄当局は運賃の値上げによりまして、今日国民に生活費の膨張を強要しておる。政府またこれに必要な法律案を議会上に上程いたしましたので、すでに本会議を通過したところでありまして、結局この法律案は、この運賃の値上げということを前提として償還計画を立てたものでありますから、私はそういう意味でこの法律に賛成しがたいのであります。

○委員長(廣瀬久忠君) 他に御意見もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案に賛成の方の御挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(廣瀬久忠君) 多数でございます。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

諸般の手続は慣例により、委員長に御一任願います。

なお、本案に賛成された方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 木内 四郎 西川誠五郎
- 天坊 裕彦 青木 一男
- 稲浦 鹿藏 木暮武太夫
- 高橋進太郎 土田国太郎
- 苔米地英俊 下條 康麿
- 杉山 昌作 前田 久吉
- 八木 幸吉

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、印紙税法の一部を改正する法律案、本法案について質疑を行います。

○大矢正君 今度の法律改正によって手形の額面によって金額を決定する、こういうことになるわけでありまして、今までのところ、まだ具体的にこの額面に入る手形の枚数、そうしてそこから上つてくるこの額の税収入というものに対する参考資料と申しますか、まだ私どもいたしておりませんので、その点に対する政府の数字の発表をお願いいたしたいと思います。

○説明員(吉田二郎君) ただいまの御質問にお答え申し上げます。今回階級別定額税を課する手形は、為替手形及び約束手形のすべてでございますが、その中で金融機関相互間の手形の一概払いの手形につきましては、定額税二十円を課することになります。それらの階級別の枚数、それから金額について簡単に御説明申し上げます。手形の総枚数は、これは正確には全体を対象とした統計はございません。

でございますが、手形交換所を経由している手形につきましては、これは枚数がはつきり出ております。それから銀行の手形貸付を継続いたします場合に書きかえをいたしますが、この枚数ははつきりつかめております。この問題になりまして、交換所に渡らない手形の枚数ははつきりいたしておりません。これは統計はございません。それから私人間で振り出しまして、私人間でそのまま銀行を通さずに直接決済される手形がござりますが、これは数字的には資料がないわけでございます。これも、また、後ほど御質問がありますれば詳しく申述べますが、いろいろの統計を御使しまして推定いたしました結果、課税対象になります手形の総枚数は、七千四百七十一万枚という数字になるわけでございます。その総体のうち、階級別に申し上げますと、今回の改正で非課税になります一千万円未満の手形が、従来三千万円未満が非課税でござりましたが、その分が百二十万五千枚、新たに非課税になりますものが、二百八十七万三千枚ということになります。次いで、今回二の額の税率を適用されます十万円以下一万円以上という手形が四千五百九十枚、これに對します税額が九億一千八百四十九円、これは従来十円を課税いたしておりましたので、増差税額、つまり増収額が四億五千九百九十九円ということになります。それから次に五の額の税率の適用を受けまして、五十円の定額税率の適用を受けまして五十万円以下の手形、これが一千八百九十九枚、この税額が九億五千九百九十九円、これは従来は十円の税額でございまして、増差税額、

つまり増収額は七億二千四百四十九円、次に百円の階級定額の税率の適用を受けまして百万円以下五十万円超という手形が三百五十三万五千枚、この税額が三億五千三百九十九円、これによる増収額が三億一千八百九十九円、それから次に、二百円の階級定額の税率の適用を受けまして五百万円以下百万円超の手形が百六十九万四千枚、この税額が三億三千九百九十九円、これによる増収額が三億二千九百九十九円、それから五百円の階級定額の適用を受けまして一千万円以下五百万円超の手形が二十万一千枚、これによる税額が一億、増収額は九千八百九十九円、それから一千万円を超えます、つまり千円の階級定額の税率の適用を受けまして一億六千二百枚、これによる税額が一億六千二百円、増収額が一億六千二百円、さらにそのほかに一概払いのもの、それから金融機関相互間のもの、外貨表示の手形、この三つ——先ほど二つと申しましたが、ちょっと落しまして、この三つが二十円の定率になっておりますが、この適用を受けるものが百二十七枚ございまして、これは税額が二千円、増差税額が一千万円、合計いたしまして七千四百七十一万九千枚、税額にいたしまして二十七億九千七百九十九円、増差税額が二十億六千二百九十九円、増収額が二十億六千二百九十九円でございます。その中から、増額分の手数が平均三割になりますので、六千二百九十九円を差し引きまして、差引増差税額が二十億という計算をいたしたわけでございます。

○八木幸吉君 今議題になっておりますこの印紙税法の改正案、これは非常に税の増徴が急激であるという点、それから予算の増額二十億円というの

過少である、こういう二点を私懸念をいたしますので、その観点からお尋ねをいたしたいと思います。

私のお尋ね申し上げます。民間商社の実績を根拠として伺うので、大蔵省は御当局のいろいろの推定等のエレメントがたぐさん入っているのではなくて、実際どうなっている、だから大蔵省の考えは予算が過少ではないか、また増徴の率が非常に多いではないか、こういう意味で伺うのであります。

本年の二月十九日に日本スフ商協、大阪スフ系商協会、大阪合成繊維商協会、この三つの団体が、大中小の五十七社の昭和三十一年の一年間の統計をとった、その結果がここにあるわけでありまして、その結果によりまして、現行税法によつての税収額は八百三十三万六千円、それが今回の改正税率によりまして一億八百八十九万九千円、十三倍〇五の増徴になる、こういう数字がございまして、それから次に、大阪スフ織物商懇話会というのがあります、これもまた過去一年間の百三十一社の調査をいたしました結果があるわけでありまして、それによりまして、現行税額は一千四百九十九万七千円になっているのが、改正税率によりまして一億四百八十九万一千八百円、ざつと十倍になっているわけでありまして、それから日本絹人絹織物商協会が、東京四百社、京都百二十九社、大阪九十二社、名古屋二十一社、福井百三十二社、金沢二十七社、神戸六社、合計八百七社について調べたところによりまして、現行税額では二千四百三十八万五千円、それが改正税率によりまして一億八千七百五十三万七千円、

過少である、こういう二点を私懸念をいたしますので、その観点からお尋ねをいたしたいと思います。

私のお尋ね申し上げます。民間商社の実績を根拠として伺うので、大蔵省は御当局のいろいろの推定等のエレメントがたぐさん入っているのではなくて、実際どうなっている、だから大蔵省の考えは予算が過少ではないか、また増徴の率が非常に多いではないか、こういう意味で伺うのであります。

本年の二月十九日に日本スフ商協、大阪スフ系商協会、大阪合成繊維商協会、この三つの団体が、大中小の五十七社の昭和三十一年の一年間の統計をとった、その結果がここにあるわけでありまして、その結果によりまして、現行税法によつての税収額は八百三十三万六千円、それが今回の改正税率によりまして一億八百八十九万九千円、十三倍〇五の増徴になる、こういう数字がございまして、それから次に、大阪スフ織物商懇話会というのがあります、これもまた過去一年間の百三十一社の調査をいたしました結果があるわけでありまして、それによりまして、現行税額は一千四百九十九万七千円になっているのが、改正税率によりまして一億四百八十九万一千八百円、ざつと十倍になっているわけでありまして、それから日本絹人絹織物商協会が、東京四百社、京都百二十九社、大阪九十二社、名古屋二十一社、福井百三十二社、金沢二十七社、神戸六社、合計八百七社について調べたところによりまして、現行税額では二千四百三十八万五千円、それが改正税率によりまして一億八千七百五十三万七千円、

過少である、こういう二点を私懸念をいたしますので、その観点からお尋ねをいたしたいと思います。

でございます。それに対して十円といふ階級定額であるために、実際の負担が著しく不均衡になっておるわけでありませぬ。そこで今回その消費貸借と同じ信用授受の手段としての証書と申すべきものにつきまして同じ扱いをすべきであらうと、この階級定額をとったわけでございますが、ただ手形の場合は、実績から申しましても大体三ヶ月程度が貸付期間になっておりませぬ。証書貸付の場合に比べて三分の一ないし四分の一の負担でないかと割合が合いませんので、御提案申し上げたような税率にしておるわけでございます。これは大体におきまして三〇%、消費貸借の証書に対して適用される定額税率の三分の一ないし四分の一、たとえば十万円以下のところで申し上げますと、六十円に対して二十円、三三%、五十万円のところでは二百円に対して五十円、二五%、百万円のところは三百円に対して百円、三三%、五百万円のところでは千円に対して二百円、二〇%といったよりな、大体三分の一ないし四分の一の程度の額にいたしたというわけでございます。階級別定額を採用いたしました理由並びにその内容は簡単に申し上げます。それらについてでございます。

先ほど御指摘ございました、大蔵省の見積りは実績から見ると非常に少ないのではないかと、先ほど御提示がございましたが、先ほど御提示になりました各種の資料は、実は一部は私どもの手に送って参つておりました。なるほど大きい。そこで問題は、なるほど大きい。商社の平均の階級別分布を見ますと、手形の振り出しが大きいだけに増

徴額の倍数が多くなつております。それは今まで十円張つておりましたものが、二十円、五十円、百円、二百円、五百円、千円といふふうな額に応じて変えて参りますから、一番高い手形は百倍になるわけでございます。従いまして高い手形ばかり出しておりますところでは、倍率がどうしても大きくなります。大蔵省で調べました実績でも、資本金一億円以上の会社では、先ほど御指摘のように二十三倍ぐらになつておる。しかしそれより商社、ことに最初に申されました大阪の五十七社と申しますのは、綿、スフの問屋でございまして、その取引の一件当りの金額が非常に大きいのでございませぬ。先ほどお話がございましたように、全国の手形交換所の手形の平均金額は、四千万円でございます。しかも小切手の方が高額なもので、手形だけを見ますと、大体二十四、五万といふことになるのでございませぬ。先ほどの五十七社の手形の平均を見ますと、これは二百万ちょっとこえるくらいでございます。ということ、十倍の大きさの手形の分布によつておるということになるわけでございます。たとえばかりに全国の手形が百万円と十万円の間で散らばつておるといたしますと、先ほど申されました五十七社の手形は、千円と百万円の間で分布いたしておるといふことになるわけでございます。そういたしますと、税率が十万円以下のところは二十円でございます。百万円以下のところは百円でございます。そこから五倍になる。それから千万円のところは五百円、それに対して、百万円のところは百円でございますか

ら、その十倍の開きはやはり税額にして五倍ということになる。そこで全体の平均を五で割れば、先ほどの倍率は小さくなり過ぎましたが、二倍ぐらになる。その階級別をそのまま大蔵省で出しました七千四百枚の枚数に適用いたしまして、糸商で計算をされた数字によりまして、増徴額は約百億円になるというのを言つておられますが、その百億円を、ちよつと私が今申したような計算で潮りますと、五分の一で二十億ということになるのでございませぬ。これはもちろん、それだからと申しまして、糸商の負担が小さいということを主張するのはないのでございませぬ。そういう大きい取引のあるところは大きい税額になるので、全体として平均をいたしますと、実際に全国の手形の平均が二十四万九千円でございますから、それに対応する倍率というのはやはり四倍程度というものが正当ではなからうか、そういう意味では税額の計算には私どもは同意いたしません。

○八木幸吉君 いろいろ技術的なお話しがありました。これ以上私は議論する気持はありませんが、ただ二点だけ申し上げたいのは、今の政府委員の御答弁でも二十五万円が手形額面の総平均である。二十五万円というものは、政府原案によれば、十円を五十円にするということである。五十円ならば二十五億円の予算を見なくちゃならぬのを二十七億円にしている。その理由がわからない。それから五十七社を目的かたきのようにおっしゃいましたけれども、そういう議論がちよつとあなたの方にあつたから、電報で聞いてみた

のですが、三十億以上の商社二つの今度の改正案によるふえる額の税金と率は一が四・七%、もう一つは六・七%、必ずしも大きい商社だからといって負担が多いわけじゃない。ところが五千万円のある会社は税金を三百八十三万円、これは成績のあまりよくない会社だそうですが、三百八十三万円払つておるのに、今度の改正率だと印紙税を二百三十万円払わなくちゃならない、つまり税金の六割の印紙税を払い、六割はこれはもうけようが、損しようが、確定のコストになる。だから商社が大きいからといって必ずしもこの負担が多いというものでないけれども、利益が少なければそれだけ負担の率は多くなる、実績でたとえば二億円の会社で四百七十四万円税金を払つて、印紙税は改正率で百五十四万円になつて三二%、もう一つは一千万円の会社で三百六十三万円の税金を払つておるのに、改正率で印紙税は百二十万円、これも二八%でありますから、大きいところは少々払つてもいいのじゃないかという議論がありますけれども、それはそれはいいか。またも一つ、今の五十七社でも資本金五千万円以下千万円までの商社が二十二、千万円以下の商社が十二、一億円以下が六つ、五億以上が十七しかないので、必ずしも一億円以上の会社ばかりではないといふことを私は申し上げておきたい。なお、八百七社の方の資本構成を見てみますと、一千万円以下が七百十八ありまして、一千万円以下といえ

ば、政府が今度御提案になる中小企業団体法のいわゆる中小企業で育成強化しようというものであります。八百七社のうちで七百十八まではいわゆる中小企業、その増税率が八倍になる。一体、大正十二年から三十五年も続いた税金を、一べんに定額を階級にして、そうして八倍の十倍の増徴をするといふことが、果して正しいかどうか。これは事務当局に伺うべき筋ではなくて、もう少し政治性のある返事を聞きたいと思つたので、大臣がお見えになつたときに伺いたいと思つた。これ以上、政府委員の方のお話を伺う気はありませんから……。

○大矢正君 最初に私は一つ政府委員に苦情を申し込んでおきたいと思つたのでありますが、きょう印紙税法が具体的に審議をされるに當つて参考となる資料が一つもない。どこからもちたかといへば、この印紙税法に反対をする議院協議会というところが御丁寧に資料を先方からくれた。これをもらわなければ、質問もできないし何もできない。私は少くも政府はもと親切に、これは根拠が薄いかもしれない、十万円以下のもの枚数がどのくらいある、その税収入がどのくらいあるかという点では、なかなかむずかしい点ではあるかもしれないけれども、一応やはり二十億の増収が見込まれるといふことが提案の中に明らかになつておるのだから、ある程度の根拠になるべき資料は提示をさせていただきたいと私は考えております。

そこで、お尋ねしたいのですが、これは衆議院で修正をされて、三十万円以下の場合には三十円ということになつておられますが、ここに三十万円以下十万円までの間のランクを設けたという事は、特に中小企業の手形の現況から考えて、こういう新しいランクを挿入したと思つたのであります。

これは衆議院で修正をされて、三十万円以下の場合には三十円ということになつておられますが、ここに三十万円以下十万円までの間のランクを設けたという事は、特に中小企業の手形の現況から考えて、こういう新しいランクを挿入したと思つたのであります。

何つてみますと、この三十万円の中のランクというものは、非常に何と申しますか、枚数が多いのではないかと思ひます。それから当然のことによつて税収の面での大幅な変化もあるような気もするわけでありまして、この衆議院の改正案によつて、今あなたに述べられたのは、これは改正以前の政府原案に基く資料でありまして、修正された以降の数字を発表していただきたいと思ひます。

○委員(廣瀬久忠君) 修正案による減収額は、大体の計算でございまして、約三億円前後ではなからうかと思ひます。

○委員(廣瀬久忠君) 速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員(廣瀬久忠君) 速記をつけ

て。四時に再開することにしたしまして、休憩いたします。

午後三時一分休憩

午後四時一分開会

○委員(廣瀬久忠君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を願ひます。

○八木幸吉君 印紙税の改正の問題について大蔵大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。この前私が予算総会で、業者によつては二十倍にも今度の税率で増徴になるといふところがあるといふ話をいたしましたら、大臣の方から、いやそれはならぬはずだといふ話がありました。けさ政府の方から資料をいただきました。その資料によると、政府でお調べになったのは、約百社ばかりの実績であるのであります

が、一億円以上の会社だと約二十三倍になるわけでありまして、一千万円以上の会社だと一・五八倍、それから資本金二百万円以上の会社は九・六倍、二百万円以下の会社は五倍、こういうことになっておるわけでありまして、ところが私の方の調べは、約千六百五十の東京ほか六都市にまたがつての主として繊維業者の昨年一年の実績を調べたところによると、約九・一四倍になつております。そういうわけで、相当やはり大蔵省がお考えになつておるのよ、全体の業者に當つてみましてもふえるのじゃないか。それで手形交換所の流通の総平均は、約一枚の金額が二十五万になつておる。こういう御当局の御答弁ですと、やはり十円の印紙税が五十円です。五倍になる。こういうことで、現在七億とすれば、七億三千万枚ですから、ざつと三十六、七億の税収で、政府案より八、九億ふえるじゃないか。こう私は、政府の言われることがかりに正しいとしても、そういうことになる。ところが今度衆議院で、三十万円以下に一本筋を引かれまして、政府御当局では三億円の減だといふお話でありましたが、三十万円を線

を引かれたので、初めて手形平均のちよつと二十五万円のところもあつて、政府の立場からいって三十億くらいになるのじゃないか、こう思つておるわけでありまして、そこで私の大蔵大臣にお伺いしたいのは、政府の方のお調べでも一億円以上で二三倍になるというところは、これは突に大へんな増徴であります。二百万円以上一千万円以下でも十一倍以上になるので、これは中小企業団体のいわゆる中小企業のカテゴリーに入るものでも約十倍になるとい

うのは、これは税制の改正をしてはすいぶん思い切つた上り方なもので、やはり私はこういう三十五年も続いた定率のものを階級別にするのでありますから、相当おだやかなカーブでいくのが正しいんじゃないか、こう思ひますので、その辺のことを政治的に一つ大臣の御所見を伺ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 御承知の通り印紙税につきましては、手形に特に定額制ですつとやつてきたのでござい

ます。印紙税の改正は、ほかの税法ほどたびたび改正いたしません、改正いたしましても、よくよくのときでないことには手形はそういうふうな関係が強かつたのであります。たびたび變更とか、あるいは定額制も、あまり階級区分を多くすること、実際面として施行上厄介なものでありますから、原案は相当荒つぽくおつたのであります。何分にも長い間つと据え置いておつたものでございまして、この際は、先般もお話し申し上げましたように、借用証書その他との権衡をとつて、相当の担保力があるものと見て改正をいたした次第であります。

○八木幸吉君 そこで手形の分布状態なんです、政府の方の御案だと、十

いうお見込みと、繊維関係業者千六十五社の割合とは非常に違つております。そこで私は政府の方が間違つておるとか、こつちの方が正しいとかいふことは申しませんが、私の方は、繊維業者しか資料を持つことができないので、こういう数字が出ておるので、政府はもう少しこういうふうな場合に

は広く資料をおとりになる必要があると思ひますので、かりにはかの資料がどうありまして、とにかく全国で、千社余りのもので、しかも八百七社のうちで七十社社はやはり相当資本金も少いのでありますから、こういうものが倍、一べんに十倍も税金が上るといふことは、これは相当大きなこと

で、八百七社で一千万円以下のものが七百十八社で、いわゆる中小企業に入るパーセンテージを占めておるのでありますから、こういう税制の改正は順を追つて、おつかなければとやるといふうな行き方が、業界にそつと大きな衝撃を与えないことである。いわんや、これが何か奢侈的なものであるかといふものなら別でありますけれども、とにかく信用取引の手段、一種の奨励すべきものの方に入るので、これが取

府委員の方がたびたびおっしゃられる五十七社の昨年一カ年に支払つた収益税、法人税、その他の諸税金等の総額は十二億六千一百万円、十二億六千一百万円の税金を払つたものは、在来の現行印紙税法では八百三十万円しか税金を払つていない。それが改正案になりますと、一億八百八十万円払つて、つまり収益税の八・五をファスト・コストで取られてしまつて、相当大きな負担じゃないかと思ひます。ここに極端な例もありませんが、五千万円の会社で一年三百八十三万円の税金を取めた会社の手形から割り出してみると、改正案では印紙税を二百三十万円つ

まら税金の六〇%の印紙税を払つておる。二億円の会社が四百七十四万円税金を払つて、百五十四万円の改正印紙税、これは約三割二分、一千万円の会社が三百六十三万円税金を払つて改正率で百二十万円の印紙税を払つて、これは二八%、こういったように個々の場合をとりましますと、かなり収益に關係のない経費の面で相当今度の改正税率は重い負担になつておる、こう思つておる。しかしこのようなことを幾ら申し上げてもこれはせんのないことではあります、そこで私結論的に簡単に申し上げますが、今年ます衆議院の修正案でいけば、政府では二十四億ぐら

いに収入がなるだろう、こういうお見込みなんです、かりにこれが五十億も六十億もといふふう非常に政府の思惑よりも収入がふえたといふふうな実績が出てきたら、将来この税率を低減するといふことを一つここでお願いしたいと思つておる、いかがで

○國務大臣(池田勇人君) 今の八木先生のおっしゃいます会社は、おおむね繼續關係その他としますれば、非常に取引が繼續はかきむものでございまして、一般の会社の分はさういふふうには取引はいかぬと思ひます。

それから第二の点は、たとへば三百万円の利益が上つているところが百万円の印紙税を納めるところになりなす。従来、たとへば十萬円納めておつたのが百万円印紙税を納めるところになりなす。三百万円の利益が二百十萬円になつてくる。だから印紙税というものは損金になつてきますから、九十萬円利益が減つてくるという事になります。それから印紙税を安くして利益がたかさん出ますと五十何%か法人税で取られるという事になりますから、負担の点につきましてもは損金に見るので、税の負担が半分以上少くなる、さういふことで一つ御了承願ひたいと思ひます。

第三の点は、印紙税がこの手形の改正等によりまして非常に上つた場合に、何によつて上るかというところがなかなかこれは厄介なことだと思ひます。印紙税収入は登録税、それから罰金、それから普通の領收書がおもなるもので、今度は手形は十圓のところを上りましたら相当ふえるでしょうが、ふえた金額が、手形の改正によつてどれだけふえたかというところは、なかなか調べにくいのでございませぬ。しかし私は、税金が増取になつたからと、非常なことではなしに、施行してみます。非常に負担が多いといふふうなときには、これは全体の税金のいかんにかかわらず考へなければいけませんし、それからまた非常に増取になつた場合におき

ましては、どこを減税するかという問題も一つ考へなければならぬ問題で、全体の問題といたしましては常に注意はいたしますが、私は大体これについて、今非常に業者の方々が驚かされるほどには結果は出てこないんじゃないか。たとへば損金が非常にふえるとかで……まあこの程度で今まで長い間非常に安かつた分をやつていくというところは、大体各国の例なんかを見ましても御了承願ひするのじゃないかと思つておられます。しかし御意見の点は十分將來研究いたしたいと思ひます。

○八木幸吉君 今、昭和三十年度で十圓の収入印紙、約五十六億円の収入があるのですが、その中の内訳なんか多分少わかつておられますか。

○政府委員(原純夫君) これはさつぱりでございますが、総額がわかりませんが、内訳、何の用にどれだけ使われているかという事はわかつておりませぬ。

○八木幸吉君 今の政府の案では、現在では七億三千三百万円印紙税、今度の改正になる対象になる印紙税が七億三千三百万円ばかり入つてゐる。この計算がかりに正しいとすれば、この今議題の対象になつてゐるもの、それは約五十億あると大ざつぱりに見られる。それで三十二年度の決算をやつてみて、かりに百億十圓の印紙が売れたという事であれば、ごく大ざつぱりな話ですけれども、五十億円はこの改正税法による増取と、さういふ一応……政府は何も根拠がなければ、逆に私の方から根拠を示せばさういふことになるのですけれども、どうで

○國務大臣(池田勇人君) 御承知のように、これは多分印刷局でやりました十圓の印紙からきておると思ひます。印刷をもとにした……御承知の通り、手形や受取りはみな十圓でございませぬ。手形の方がふえたのか、あるいは領收書がふえたのか、ペーパーの売り上げ等がふえたのか、さういふことでもございませぬ。それからまたいづれにいたしまして、十圓一枚張る場合もありません。十圓一枚張る場合もありません。印紙の額面の種類はよく覚えておられますが、あわせ使つて使つておられるものでありますから、大体のそれはわかるかもしれませんが、正確なところはなかなか困難かと思ひます。

○八木幸吉君 大蔵省の方でだんだんという言葉は私には合ふかと思ひますが、とにかく現在では七億三千六百万円ですか取つておるのだ、どんな基礎が知らぬけれども、さういふ数字を一応出して議論しておるわけなんです。だからこの資料がまずさう間違いないとすれば、ここ過去三年なら三年、大体毎年五十億前後だと言つたら、そのふえ方は一応、これ以外特別な何か状態が起れば別ですが、ほかの要素が同じようであれば大体見当がつくんじゃないか、さう思ふのです。いかがでしようか。

○政府委員(原純夫君) ただいまの七億何千万と申しますのは、今回申し上げておきます手形の枚数でございませぬ。現在十圓でございませぬから、枚数は十圓掛けて出したのであります。従いましてこの実際のデータのうち、印紙税、手形の印紙には幾らだといふものから出たのじゃござい

ませぬ。また、印紙税法で規定しておりました十圓のものといふのは相当たくさんございませぬから、十圓の実績がわかりました。その中でどう振り分けるかという事は、今さういふとわかぬかあるような状態だと思ひます。さういふものも十圓を二枚張つておるといふものも多々あると思ひますので、その辺大へんわかりにくいようなシステムになつておるので、いづつ不便をしておるのでございませぬが、さういふことでございませぬから、さういふ今後の数字が出て参りますれば、確かにその変化を分析して考へるといふ面はいろいろあると思ひます。私も十分その際は勉強いたしたいと思ひますが、あまりはつきりとはいへませんが、さういふことではございませぬ。今さういふと急に申し上げにくいので、だんだん勉強させていたただきたいと思ひます。

○八木幸吉君 私が今ぜひこれを一つつかむという熱意があれば、民間の方から言へば、この手形に張る印紙の色を變えたらわかる。そこで、もう一つ大蔵大臣に伺ひたいのは、さういふたよりの印紙法の改正ではなしに、増取の面から考へれば、それが必ずしもいいというわけじゃありませんが、株券が約一兆二百億くらい出ておられます。債券が七千億くらい出ておられます。これの何と云うか、証紙の金額を階級別に上げていくというふうな考へえはありませぬか、この方が順序としては私は先じゃないかと思ひます。さういふ議論があると思ひますが、私の考へえでは、登録税とかあるいは株券の印紙は少し高いのじゃないかという気がいた

しておるのでございませぬ。先だつてもこれを審議しましたときに、私はこの増資免税その他につきましても、少し登録税は、今の生産拡充をすつとしていかなければならぬときに、株券その他の方が少し高いのじゃないかという気がして、このことは主税局長に言つたことがあるのであります。まあ負担の均衡という事は、流通税やなかなかに厄介な問題です。所得税は朝に早く出てくるのですけれども、流通税につきましてもなかなかその点があるようございませぬ。勤といたしましては、私は登録税や株券というものは、あまり上げるべきではないと思ひます。

○八木幸吉君 この問題と少し離れませんが、もう一点だけ伺ひたいと思ひます。これは不動産の取得の登録税といひますか、登記の税金ですが、裸地の場合と上に家が立つてゐる場合と、やはり同じような固定資産税の評価標準でやつておられますか。あるいは家が建つておればそれだけ地面は安くなるのだから、その安い方でやつておられますか、さういふことは大蔵大臣御存じですか。

○國務大臣(池田勇人君) 土地につきましては、借地権があるところとないところは東京でございませぬが、横浜の方も大阪の方も相当借地権が出てきたようございませぬ。昔は借地権のあるところは東京しかありませんで、関西はなかつた。このころは非常に出て参りました。従いまして、借地権についての課税はなかなか困難です。従いまして、裸地のところにつきましても借地権を

しておるのでございませぬ。先だつてもこれを審議しましたときに、私はこの増資免税その他につきましても、少し登録税は、今の生産拡充をすつとしていかなければならぬときに、株券その他の方が少し高いのじゃないかという気がして、このことは主税局長に言つたことがあるのであります。まあ負担の均衡という事は、流通税やなかなかに厄介な問題です。所得税は朝に早く出てくるのですけれども、流通税につきましてもなかなかその点があるようございませぬ。勤といたしましては、私は登録税や株券というものは、あまり上げるべきではないと思ひます。

考えて相当安くしていると思っております。

○八木幸吉君 そういたしますと裸地で坪五万円までするところは、家が建っていると一万円というふうに差等を設けるのでございますか。

○國務大臣(池田勇人君) 相続税のときは、もちろんそういたしてあります。登録税のときは、借地権者に対して取ることはむずかしいものでございますから、しよせん相続税のように借地権を引くというよりはあまりしていいいかと思ひます。

○八木幸吉君 どのくらいになりますか。

○國務大臣(池田勇人君) これはなかなかむずかしい問題でございまして、評価についてある程度手を加えているのでありますまいか。私は実地にやつたことはございせんが、相続税は借地権をみな引きます。しかしその借地権も、昔のことで申し上げますが、種々の理由で少し安く貸しているところもありました。たとえば、小石川と原宿、また繁華地と郊外では非常に違ふ。各区ごとに町ごとに借地権を評価してやっております。今は登録税のときには片一方の借地権の方は取りよらうがございせんから、借地権は引いていないのじやないかと思ひます。

○委員長(廣瀬久忠君) 他に御質疑はございせんか。質疑はこれをもって終了することに御異議ございせんか。

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと思ひます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにして

お述べを願ひます。(討論省略)と呼ぶ者あり)

○八木幸吉君 反対討論。ただいま議題になっております印紙税法の一部を改正する法律案に対して反対の意見を申し上げます。

質疑の過程におきましていろいろ私の意見も申し上げておりますので、きわめて簡単に申し上げますと思ひます。

第一点は、何と申しまして印紙税の改正、この印紙税は信用取引に圧迫を加えるものでありますから、かりに消費貸借の方と均衡をとるといふ意味であれば、その用途に使う手形だけを階級別にして、そうして信用取引自体に使つておる手形はむしろ低額に、これを安い額にするということが正しいのである。これが私の反対する第一点であります。

第二点は、とにかく大正十二年以来三十数年間にわたつて現在の定額制が、単一定額制が維持されておつたのに、急に今回階級別になるのであります。その上上げ方が非常に増徴率が高い。たとえば十万円以下でも一ぺんに二倍にするというところは、これは信用取引そのものを保護する、奨励する立場から申せば、これはおだやかでないもので、階級別にするといつたとしても、十万円以下というやうな、主として中小企業に使われるやうな手形は現状のまま置いておいて、そうしてゆるやかな累進的の税率を適用して、その実績を見て、さらにこれを段階別に調整をしていくというのが最も穩當なやり方であつて、現在のように急激に

上げるということはよろしくない、これが第二点。
第三点は、われわれ民間人でも相当千社ぐらいの実態をすぐつかめるのであります。政府という大きな機関が、かような改正をするに當りまして、わずかに百社ぐらいの実態しかつかめない、しかもそれでも増徴率が大いに、ただ机の上のそろばんで出た結果に基いて改正をするということは、受ける方の側から見れば迷惑で、非常にこれはよろしくないことである。しかもその上上げ方というものが非常に急であるという点が、私の第三の反対の大きな理由であります。

それから私のいろいろ前に述べましたやうな千社ぐらいの商社は、これは全体から見れば一部分というやうなお考えもあるかもしれせんが、千六十五社の改正税率による納税額というものは四億一千万円にすでに計算が出来るのであります。四億円というのは、政府案の増税額のこれが七分の一であります。わずかに千社の中ですらでこれは為替や約手の使い方が多いといつたとしても、七分の一もすでに納めるといふぐらゐに税率が上つていくくらいでありますから、これは全体としては相当大きな金額になると思ひのであります。もう少し政府としては親切に実態をきわめてからかような改正案はお出しになる方がよろしい、これが私の反対理由の第四点であります。

大体以上のような理由をもって本案に反対いたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 討論は結局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと思ひます。

それではこれより採決に入ります。

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと思ひます。

それではこれより採決に入ります。印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(廣瀬久忠君) 多数でございします。よつて本案は、可決すべきものと決定いたしました。

諸般の手續は慣例により、委員長に御一任を願ひます。
署名を願ひます。

多数意見者署名
西川 甚五郎 天坊 裕彦
青木 一男 稲浦 鹿藏
木暮武太夫 高橋進太郎
土田国太郎 苦米地英俊
下條 康麿 杉山 昌作

○委員長(廣瀬久忠君) 明日は午前十時より委員会を開きます。
本日は、これにて散会いたします。
午後四時二十八分散会

一、特定多目的ダム建設工事特別会計法案(予備審査のための付託は三月四日)

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、入場税法の一部を改正する法律案(衆議院送付)を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

入場税法の一部を改正する法律案
入場税法の一部を改正する法律案
入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項の次に次の一項を加える。
政令で定める純演劇を催す場所への入場についてその入場料金が一人一回について八十円をこえ三百円以下であるときは、第一項第一号の規定にかかわらず、入場料金の百分の二十の税率により課する。

第六条第一項中「第四条第一項第一号」を「第四条」に、「百三十円又は百五十円」を「百三十円、百五十円又は三百円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた入場税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、元満州鉄道の社員の退職手当等
支払に関する請願（第一四七八号）

一、揮発油税引上げ反対に関する請願（第一五二五号）

一、生糸の原糸課税反対に関する請願（第一五八八号）

第一四七八号 昭和三十三年三月十日受理
元満州鉄道の社員の退職手当等支払に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒七ノ一、一九四 佐藤農夫 夫雄

紹介議員 天坊 裕彦君

元南満州鉄道株式会社の日本人社員であつた者が会社に対して有する債権（退職手当、身元保証金、傷病手当、未払賞与金、共済年功金、退職手当受取延期金、社員貯金及び寄託株券等）を政府において現在の生活費を基準として公正妥当な額に換算の上早速に支払われたいとの請願。

第一五二五号 昭和三十三年三月十日受理
揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 熊本市花畑町三一 渡辺幸義

紹介議員 矢嶋 三義君

現行揮発油税率は世界第二位という高率をしめているが、さらにこれを引き上げることになれば、既に担税力の限界に達している自動車運送事業界は崩壊し、わが国産業の不振を招来する原因ともなるから、揮発油税は現行すえ置きとせられたいとの請願。

第一五八八号 昭和三十三年三月十日受理
生糸の原糸課税反対に関する請願

請願者 熊本県議會議長 瀬口竜之介

紹介議員 森中 守義君

臨時税制調査会においては、織維品物品税を新設し、生糸もその原糸課税の対象とする旨検討中であると聞くが、若しこれが実施されれば、採算性に乏しい養蚕業者は増産意欲を喪失しひいては蚕糸業衰退の原因となるから、是非とも生糸を課税対象から除外せられたいとの請願。